

出生

に関するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

各支所のマークのあるものは、各支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ <small>あてはまる手続きをご自身で確認してください</small>	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 お子さんのマイナンバー（個人番号）	後日（約3週間後）、個人番号通知書とマイナンバーカード交付申請書が世帯主宛に簡易書留で届きます。 カードを申請する場合は、同封の交付申請書で申請してください。			④番エリア 各支所	
国保 年金 お子さんが国民健康保険に加入する方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の加入届 被保険者証の交付 			⑤番エリア 各支所	
出産した方が国民健康保険の方	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金申請 <small>※出産費用（出産育児一時金）を病院、もしくは世帯主の方へ支給します。</small> 国保税の産前産後期間減免申請 <small>※出産（予定）日の前月から4ヶ月（多胎児の場合は6ヶ月）の国保税が減免されます。</small> 	世帯主の通帳		健康推進課	
出産した方が国民年金1号被保険者である方	国民年金保険料の産前産後免除該当届 <small>※出産（予定）日の前月から4か月（多胎児の場合は6ヶ月）の年金保険料が免除されます。</small>	母子健康手帳		④番エリア 各支所	
こども 児童手当を申請される方	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の申請（認定請求書又は額改定届） <small>※出生の翌日から15日以内に申請してください。</small> <small>※公務員世帯の方は勤務先で手続きしてください。</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者及び配偶者のマイナンバーの確認できるもの 請求者の健康保険証、通帳 <small>※必要なものがそろっていてもお立ち寄りください</small> 		⑦番エリア 各支所	
子ども医療証を申請される方	子ども医療証の申請 <small>※出生の翌日から30日以内に手続きしてください。</small>	・健康保険証（子）、または健康保険の資格取得証明書			
お生まれになったお子さんの →予防接種について	予防接種予診票を交付します。	母子健康手帳 <small>※子育て支援課で書類をお渡しします。</small> <small>※問い合わせは、健康推進課感染症予防係（24-9149）へお願いします。</small>		子育て支援課	
→乳幼児健康診査について	乳幼児健康診査等について説明します。	母子健康手帳			
やめっこ未来応援ギフト	面談にて説明します。	電話もしくはQRコードにて面談の予約をしてください。			
その他 お子さんが市営住宅に入居される方	市営住宅同居承認申請書の提出	出生に事実とその発生日が分かる書類		各支所	
若年世帯家賃支援補助金を受けられている方	若年世帯家賃補助金変更申請書の提出			3F 定住対策課	



八女市役所

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地



市役所本庁代表電話
0943-23-1111

市外局番 (0943) 黒木支所: 42-1111 立花支所: 23-5141
上陽支所: 54-2211 矢部支所: 47-3111 星野支所: 52-3111

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

- ・水曜日は窓口業務を午後7時まで延長して行っています。一部業務については取り扱いできない場合もありますので、あらかじめ確認の上、各窓口をご利用ください。
- ・土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

手続きチェックシート

出生



ご誕生おめでとうございます

出生届

お子さまが生まれたら
14日以内に届出してください

<お忘れ物はないですか? 届出に必要なもの>

- 医師、助産師等が作成した「出生証明書」付き出生届
- 「母子健康手帳」

関連する手続きは
内側にあります



忘れずにお持ちください

本人確認書類 (関連手続きの際必要になる場合があります。)

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

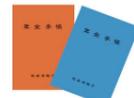


パスポート

その他、官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証、障害者手帳など



健康保険証



年金手帳

その他、
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、
学生証など

※マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として認められておりません。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。